| | | |
|---|---|---|
| 三重県のうち津市 | 同時に給油することができる自動車の数が二以上 | 一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が〇・六キロリットル以上<br>二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が九・五キロリットル以上<br>三　軽油のタンクの容量が九・五キロリットル以上<br>四　灯油のタンクの容量が九・五キロリットル以上<br>五　容量十一キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること |
| 三重県のうち四日市市 | 同時に給油することができる自動車の数が三以上 | 一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が十キロリットル以上<br>二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が十キロリットル以上<br>三　軽油のタンクの容量が十キロリットル以上<br>四　灯油のタンクの容量が十キロリットル以上<br>五　容量九キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること |
| 三重県のうち桑名市 | 同時に給油することができる自動車の数が二以上 | 一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が五キロリットル以上<br>二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が十キロリットル以上<br>三　軽油のタンクの容量が十キロリットル以上<br>四　灯油のタンクの容量が五キロリットル以上<br>五　容量九キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること |
| 三重県のうち桑名市 | 同時に給油することができる自動車の数が四以上 | 一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が六キロリットル以上<br>二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が十四キロリットル以上<br>三　軽油のタンクの容量が十四キロリットル以上 |

に、を、に、を、

| | | |
|---|---|---|
| | | 四　灯油のタンクの容量が十キロリットル以上<br>五　容量九キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること |
| 三重県のうち名張市 | 同時に給油することができる自動車の数が六以上 | 一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が十キロリットル以上<br>二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が三十キロリットル以上<br>三　軽油のタンクの容量が十キロリットル以上<br>四　灯油のタンクの容量が二十キロリットル以上<br>五　容量九キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること |
| 三重県のうち名張市 | 同時に給油することができる自動車の数が六以上 | 一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が十キロリットル以上<br>二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が三十キロリットル以上<br>三　軽油のタンクの容量が十キロリットル以上<br>四　灯油のタンクの容量が二十キロリットル以上<br>五　容量十キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること |
| 三重県のうち尾鷲市 | 同時に給油することができる自動車の数が二以上 | 一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が十キロリットル以上<br>二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が十キロリットル以上<br>三　軽油のタンクの容量が九・五キロリットル以上<br>四　灯油のタンクの容量が九・五キロリットル以上<br>五　容量七・六キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること |
| 三重県のうち尾鷲市 | 同時に給油することができる自動車の数が四以上 | 一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が十キロリットル以上<br>二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が二十四・五キロリットル以上<br>三　軽油のタンクの容量が九・五キロリットル以上<br>四　灯油のタンクの容量が九・五キロリットル以上<br>五　容量八・二キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること |

を、に、を、に、